

FASB のヘッジ会計基準 に対する最近の修正

No. US2019-07

May 23, 2019

目次:

一部期間の公正価値ヘッジに関するガイダンスの修正	2
公正価値ヘッジのベース・アジャストメントに関するガイダンスの修正	2
ベース・アジャストメントの償却	2
ベース・アジャストメントの開示	3
特定の非公開会社および非営利事業体のヘッジに関するガイダンスの修正	3
除外された構成要素	3
ヘッジの文書化の時期に関する救済措置	3
ASU2017-12 の移行ガイダンスの修正	4
特定のベンチマーク金利ヘッジ	4
ヘッジのバランス再調整	4
定量的な手法から主要条件一致法への移行	4
満期保有から売却可能への負債証券の振替	5
ヘッジのガイダンスのその他の変更	5

要約

米国財務会計基準審議会 (FASB) は、信用損失、ヘッジおよび認識及び測定の新基準に対する修正を公表しました。本 In depth では、ヘッジ基準に対する FASB の修正を取り上げています。

提案された修正は、一部期間の公正価値ヘッジ、公正価値ヘッジのベース・アジャストメントおよび経過措置に関するガイダンスを含む一部の規定を明確化しています。

FASB は、2019 年 4 月 25 日、会計基準アップデート (ASU) 2019-04「金融商品—信用損失 (Topic 326)、デリバティブ及びヘッジ (Topic 815)、金融商品 (Topic 825) に対する会計コード化体系の改善」を公表しました。

ASU2019-04 は、以下の ASU によって当初に導入または修正されたガイダンスの修正を行っています。

- ASU2016-13「金融商品—信用損失 (Topic 326): 金融商品に係る信用失の測定」
- ASU2017-12「デリバティブ及びヘッジ (Topic 815): ヘッジ活動の会計処理の特定項目を対象とした改善」
- ASU2016-01「金融商品—全般 (Subtopic 825-10): 金融資産及び金融負債の認識及び測定」

本 In depth では、ヘッジ会計のガイダンスに対して行われた修正を取り上げます。ASU2019-04 が [新しい信用損失のガイダンス](#) および [認識及び測定のガイダンス](#) に及ぼす影響の詳細については、各テーマの PwC In depth をご参照ください。

ASU2019-04 によって導入された修正後のヘッジ会計ガイダンスの適用日は、企業がすでに ASU2017-12 を適用しているかどうかによって異なります。公開事業会社 (public business entities: PBE) は、ASU2017-12 を、2018 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度および当該事業年度に含まれる期中報告期間に適用することが求められています。その他のすべての企業は、ASU2017-12 を、2019 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度および 2020 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度に含まれる期中報告期間に適用することが要求されており、早期適用も認められます。

ASU2017-12 をまだ適用していない企業は、ASU2017-12 の適用と同時に ASU2019-04 の修正を適用しなければなりません。ASU2017-12 をすでに適用している企業について、ASU2019-04 の発効日は、ASU の公表日である 2019 年 4 月 25 日より後に開始する最初の事業年度の期首時点となります。ASU2019-04 は、企業が ASU2017-12 をすでに適用している、または同時に適用する場合に限り、早期適用を認めています。

一部期間の公正価値ヘッジに関するガイダンスの修正

会計基準コード化体系(ASC)815「デリバティブ及びヘッジ」は、企業が特定の契約上のキャッシュ・フローに係る公正価値リスクをヘッジすることを妨げていません。これには、負債証券の1回または複数回の利払いのキャッシュ・フローが含まれます。しかし、特定のキャッシュ・フローの金利リスクの公正価値ヘッジに金利スワップを利用する場合、有効性が高いヘッジ関係の達成が難しいことに企業は気づきました。

ASU2017-12によって導入されたヘッジのガイダンスに対する修正では、企業が固定利付金融商品における連続した契約上の利払いに金利リスクの公正価値ヘッジを指定することができる、「新しい方法」が認められました。例えば、企業は、5年物の固定利付負債証券の最初の2年間、または、2年目から4年目の利払いのヘッジを選択することができます。これは、一般に「一部期間の公正価値ヘッジ」と呼ばれています。技術的には、金利リスクの一部期間のヘッジは、ヘッジ対象の期間がヘッジ関係の期間と同じであるとみなすことによって達成されます。これは、例えば、ヘッジ対象の契約上の満期時に行われる支払いが、ヘッジ期間の終了時に行われるとみなすことを意味します。

ASU2017-12は、一部期間のヘッジ目的のための、期間とキャッシュ・フローの「みなし」は金利リスクのヘッジにおいてのみ利用できると規定していました。ASU2019-04による修正では、企業は、一部期間のヘッジに関するガイダンスを、金利リスクのヘッジに加え、金利リスクと為替リスクの両方をヘッジする単一のヘッジにも使用できると定めています。例えば、企業は、5年物のユーロ建固定利負債証券の最初の2年間の利払いの金利リスクと為替リスクの両方のリスクを、2年物の固定ユーロ受け、変動米ドル払いのクロス・カレンシー・スワップでヘッジすることができます。この例において、企業は、ヘッジの有効性を評価し、ヘッジ対象リスクに関するヘッジ対象の公正価値の変動を測定する目的のために、ヘッジ対象を2年物の固定利付ユーロ建負債証券であるとみなすこととなります。

また、ASU2019-04は、単一の金融商品に関して、1つまたは複数の個別に指定された一部期間の公正価値ヘッジ関係が同時に存在し得ることを明確にしています。将来に開始する一部期間の公正価値ヘッジについて、ヘッジ対象の発行は、最初のヘッジ対象のキャッシュ・フローが発生し始める(begins to accrue)日に生じるとみなされます。例えば、10年物負債証券の4年目から7年目の間の固定利払をヘッジする場合、一部期間の公正価値ヘッジにおけるヘッジ対象は、4年目に「発行され」、7年目に「満期」を迎えるとみなされます。

公正価値ヘッジのベースス・アジャストメントに関するガイダンスの修正

ASU2019-04は、公正価値ヘッジのベースス・アジャストメントに関する多くの修正を行っています。

ベースス・アジャストメントの償却

ASU2019-04は、企業は、金利リスクのヘッジに関連する公正価値ヘッジのベースス・アジャストメントの償却を、公正価値ヘッジ関係の中止より前に開始することができること、しかしそれは必須ではないことを明確にしています。また、金利リスクの一部期間のヘッジの期間中に、ベースス・アジャストメントを償却する選択を行った場合、ベースス・アジャストメントは、ヘッジ対象のみなし満期日、すなわちヘッジ対象の最後のキャッシュ・フローの期日が到来して支払可能となる(due and payable)日までに全額償却されるべきである

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

ことも明確にしています。

金利リスクの一部期間のヘッジがヘッジ対象のみなし満期日前に終了した場合、ベース・アジャストメントは他のプレミアムやディスカウントと整合的に償却されます。したがって、ベース・アジャストメントの償却期間は、一部期間のヘッジの指定が取り消された場合には変わる可能性があります。

ベース・アジャストメントの開示

ASU2017-12は、公正価値ヘッジに関する新しい表形式の開示を導入しました。これらの新たな開示には、貸借対照表で認識されたヘッジ対象資産および負債の帳簿価額と、それらの帳簿価額に含まれる公正価値ヘッジのベース・アジャストメントの累計額が含まれます。

ASU2019-04は、企業は、売却可能負債証券の帳簿価額を開示するのではなく、償却原価ベースを開示しなければならないことを明確にしています。また、ASU2019-04は、為替リスクに関連する公正価値ヘッジのベース・アジャストメントは、公正価値ヘッジのベース・アジャストメントの開示から除外すべきことを明確にしています。

特定の非公開会社および非営利事業体のヘッジに関するガイダンスの修正 除外された構成要素

ASU2017-12によって導入されたヘッジに関するガイダンスは、ヘッジの有効性の評価から除外された、ヘッジ手段であるデリバティブの構成要素の公正価値の変動を、以下のいずれかの項目で計上することが認められています。

- その他の包括利益累計額(AOCI) (純投資ヘッジに関してはCTA)に計上し、デリバティブの存続期間にわたり純損益における償却
- 当期純損益に計上

ASU2019-04による修正は、純損益を別個に報告していない企業(例えば、特定の非営利事業体)は、除外された構成要素の公正価値の変動をその他の包括利益累計額に計上し、その金額を純損益で償却する選択を行うことはできないことを明確にしています。

ヘッジの文書化の時期に関する救済措置

ASU2017-12は、金融機関以外の非公開会社に対して、ヘッジの文書化の特定部分を完成させるために追加的な期間を提供しました。

ASU2019-04は、これらの企業は、底溜まり階層(last-of-layer)の公正価値ヘッジ指定のアサーションを裏付けるための分析は、ヘッジ関係の開始時に文書化しなければならないことを明確にしています。また、ASU2019-04は、特定の非公開会社に与えられている事後的なヘッジの有効性テストに関連する時間的な救済措置は、特定の非営利事業体(取引所または店頭市場で取引される、上場または相場価格のある有価証券を発行しておらず、そのコンデュイット債の債務者でない企業)も適用できることを明確にしています。

ASU2017-12の移行ガイダンスの修正

ASU2019-04は、ASU2017-12の移行ガイダンスを修正しています。ASU2017-12はすでに多くの企業が適用しているため、FASBは、その場合の以下の変更の適用方法について追加のガイダンスを提供しています。

特定のベンチマーク金利ヘッジ

ASU2017-12は、企業が以下の金利リスクの公正価値ヘッジについて、ヘッジ関係の指定を取り消すことなく、ヘッジ文書を修正することを認める、具体的な移行措置を提供しています。

- ヘッジの有効性を判定し、ヘッジ対象を測定する場合、ベンチマーク金利の変動が期限前償還を行う決定にどのように影響するかのみを考慮する、および/または、
- 契約上のキャッシュ・フローのベンチマーク要素を用いて、ヘッジ対象を測定する(ヘッジの有効性を判断する場合を含む)

企業がこの規定を利用する場合、ASU2019-04は、累積的影響調整額の算定を適用日ではなく適用開始日時点で行わなければならないことを明確にしています。

ASU2017-12は期中報告期間からの適用が認められているため、移行措置では、「適用日 (date of adoption)」という用語は基準が適用された日を意味し、「適用開始日 (initial application date)」という用語は適用された事業年度の期首の日を意味するために使用されています。例えば、2018年7月1日にガイダンスを適用した12月決算の報告企業にとって、2018年7月1日が適用日、2018年1月1日が適用開始日となります。

ASU2017-12を適用するにあたり、企業が適用日時点でベンチマーク金利の変動に係る移行時調整を計算していた場合、ASU2019-04の適用にあたり適用開始日現在で再計算し、差額は適用開始日現在の期首利益剰余金の調整として反映させなければなりません。

ヘッジのバランス再調整

ASU2017-12には、企業がベンチマーク金利ヘッジに関連する移行措置を利用する場合、金利リスクの公正価値ヘッジの「バランス再調整」を認める移行措置が含まれています。「バランス再調整」の移行措置は、ヘッジ対象の一部のヘッジ指定を部分的に取り消して、ヘッジ会計のベース・アジャストメントに結果的に生じた差異を期首利益剰余金の調整として認識することを企業に認めています。

ASU2019-04では、企業は、ASU2017-12を適用する際に、ヘッジ対象および/またはヘッジ手段の想定元本の増加または減少を組み合わせることにより、ベンチマーク金利に関する新しいガイダンスを使用するためにヘッジ関係のバランスを再調整できることを明確にしています。しかし、企業は、ヘッジ関係に新たなヘッジ対象やヘッジ手段を追加することはできません。

企業がASU2019-04の適用時に公正価値ヘッジ関係の「バランス再調整」を選択した場合、ASU2017-12の適用日時点で存在するヘッジに関する調整が、ASU2017-12の適用開始日から行われていたかのように反映させることが要求されています。

定量的な手法から主要条件一致法への移行

ASU2017-12は、デリバティブが満期を迎え、予定取引との差が31日以内であるまたは同月内に発生した場合、ヘッジ手段は予定取引と同時に満期を迎えたとみなすことを企業に認めています。その結果、主要条件一致法の適用に適格であるヘッジ関係の数は、従来のガイダンスを適用するよりも増えることになります。

ASU2019-04の修正は、ASU2017-12の移行措置を明確化して、企業が移行時に定量的方法から主要条件一致法に変更することを認め、既存のヘッジ関係の指定を解除することを要求されないようにしています。

満期保有から売却可能への負債証券の振替

ASU2017-12の適用時に、企業は、底溜まり階層のヘッジに適格な負債証券を、満期保有から売却可能へ振り替える選択を行うことができます。

ASU2019-04は、この振替は、残りの満期保有の負債証券を満期まで保有するという企業のアサーションに疑問を生じさせないことを明確にしています。また、ASU2019-04は、振り替えられた証券を底溜まり階層のヘッジ関係のヘッジ対象として指定する必要はなく、また、企業は、振替後の当該証券の売却を禁止されないことを明確にしています。

ASU2017-12の適用時に、底溜まり階層のヘッジに関するガイダンスに基づきヘッジに適格な負債証券を、満期保有から売却可能へと振り替えていない企業は、ASU2019-04の適用時に、当該負債証券を振り替える選択を行うことができます。当該選択を行った場合、企業はASU2019-04の適用日時点で振替を反映することが要求されます。ASU2017-12の適用時にすでに証券を振り替えている企業は、さらに振替を行うことは認められていません。

ヘッジのガイダンスのその他の変更

ASU2019-04は、ASU2017-12におけるヘッジのガイダンスの特定部分を明確にするその他の修正を行っています。これらの修正には、以下が含まれます。

- 仮想デリバティブの変動レグを、ヘッジ対象の金利として指定される契約上特定された金利と一致させることを要求する、仮想デリバティブ法の適用に関するガイダンスの明確化
- 「最初の支払いから受け取るキャッシュ・フローのヘッジ法 (the first-payments-received cash flow hedging technique)」は、変動金利払いのグループに係るキャッシュ・フロー全体に適用できることの明確化

© 2019 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.